## 函館市バス生活路線維持費補助金交付要綱

第	1	章	総			則												 		1
第	2	章	地	域	間	幹	線	系	統	維	持	費	補	助	金			 	-	2
第	3	章	広	域	生	活	交	通	路	線	維	持	費	補	助	金		 	-	4
第	4	章	涿	館	市	牛	活	交	诵	路	線	維	持	書	補	助	金	 	_	6

## 函館市バス生活路線維持費補助金交付要綱

## 第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 函館市バス生活路線維持費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日付国総計第97号・国鉄財第368号・国鉄業第102号・国自旅第240号・国海内第149号・国空環第103号。以下「国庫補助金交付要綱」という。)、北海道地域間幹線系統確保維持事業費補助金交付要綱(平成23年7月22日付地交第66号。以下「北海道地域間幹線系統補助金交付要綱」という。)、令和3年度北海道生活交通路線維持対策事業費補助金交付要綱」という。)、令和3年度北海道生活交通路線維持対策事業費補助金交付要綱(令和3年12月21日付交通第606号。以下「北海道生活交通路線補助金交付要綱」という。)および函館市補助金等交付規則(昭和62年函館市規則第43号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (定 義)

- 第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当 該各号に定めるところによる。
  - (1) 「地域間幹線系統」 国庫補助金交付要綱第6条第1項に基づく 補助対象系統をいう。
  - (2) 「乗合バス事業者」 国庫補助金交付要綱第4条第1項の「乗合 バス事業者」をいう。
  - (3)「補助対象期間」 国庫補助金交付要綱第5条の「補助対象期間」 をいう。
  - (4) 「補助対象経常費用」 北海道生活交通路線補助金交付要綱第 1 条第 7 号に基づき算出された額をいう。

- (5) 「輸送量」 次式により算定された数値をいう。 平均乗車密度×運行回数
- (6) 「広域生活交通路線」 北海道生活交通路線補助金交付要綱第 1 条第 14 号の「広域生活交通路線」および同要綱第 21 条第 1 号に規 定する系統をいう。
- (7) 「函館市生活交通路線」 北海道生活交通路線補助金交付要綱第 2条の「北海道生活交通路線確保維持計画」に位置付けられた市町 村単独補助路線のうち本市関係系統をいう。
- (8) 「市内路線割合」 当該系統の総キロ程に対する本市に係るキロ程の割合をいう。
- (9)「地域内フィーダー系統」 国庫補助金交付要綱第 16 条第 1 項に 規定する地域内フィーダー系統をいう。
- 第2章 地域間幹線系統維持費補助金

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、北海道地域間幹線系統補助金交付要綱第2条第2項による事業者とする。

(補助対象系統)

第4条 補助対象系統は、補助対象期間に当該運行系統の運行によって 得た経常収益の額が、同期間における当該運行系統の補助対象経常費 用に達しない地域間幹線系統のうち、他の運行系統との競合区間のキ 口程の合計が当該系統の50%以上のものであって、当該競合運行系統 の輸送量の和が1日当たり150人を超えるものとする。

(補助対象経費の額)

第5条 補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。 当該地域間幹線系統の補助対象経常費用から経常収益を減じた額

2 平均乗車密度が5人未満の地域間幹線系統については、当該運行系統の輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。

(補助対象経費の限度額)

第6条 補助対象経費の額は、補助対象経常費用の9/20に相当する額を限度とする。ただし、複数年単位で当該地域間幹線系統を運行する乗合バス事業者を決定している場合における2年目以降の補助対象経費の額については、前年度の補助対象経費の額(前年度が複数年契約における初年度であって当該年度の始期から9月30日までの期間が1年に満たない場合にあっては、当該年度の始期から9月30日までの補助対象経費の額の1年間相当分の額)を限度とするものとする。

(補助金の交付の申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者は、地域間幹線系統維持費補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、補助金の交付を受けようとする会計年度内に市長に提出しなければならない。
  - (1) 補助事業の実績書(別記第4号様式)
  - (2) 補助対象期間に係る経常収支の概要およびキロ当たり補助対象経 常費用表
  - (3) 補助対象期間に係る営業報告書
  - (4) 補助対象系統に係る運行系統の概要および補助申請額計算書
  - (5) 国庫補助金交付要綱に基づく補助金の交付申請書の写し
  - (6) 国庫補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定および額の確定通 知書の写し
  - (7) 北海道地域間幹線系統補助金交付要綱に基づく補助金の交付申請書の写し
  - (8) 北海道地域間幹線系統補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定 および確定通知書の写し
  - (9) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付額)

第8条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額の2/3に相当する額に市内路線割合を乗じて得た額とする。

(補助金の交付の決定等)

- 第9条 市長は第7条の規定により提出された申請書を審査のうえ、これを正当と認めるときは、原則として当該申請書を受理した日から30日以内に補助金の交付の決定および額の確定を行い、地域間幹線系統維持費補助金交付決定兼額の確定通知書(別記第5号様式)により当該申請者に通知するものとする。
  - 第3章 広域生活交通路線維持費補助金

(補助対象事業者)

第 10 条 補助対象事業者は,北海道生活交通路線補助金交付要綱第 4 条 第 2 項および第 20 条第 1 号による事業者とする。

(補助対象系統)

第 11 条 補助対象系統は,補助対象期間に当該運行系統の運行によって 得た経常収益の額が同期間における当該運行系統の補助対象経常費用 に達しない広域生活交通路線とする。

(補助対象経費の額)

- 第12条 補助対象経費の額は、次のとおりとする。
  - (1) 補助対象経費の額は、補助対象経常費用から経常収益を減じた額とする。ただし、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の広域生活交通路線であって、当該競合運行系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えるものについては、次式により計算された額とする。

当該広域生活交通路線の補助対象経常費用から経常収益を減じた額 (当該広域生活交通路線の総キロ程 - 競合区間に係るキロ程 ×

当該広域生活交通路線の総キロ程

(2) 前号ただし書の規定により補助対象経費の額を算出する系統にあっては、次式により計算された額も補助対象経費の額とする。

当該広域生活交通路線の補助対象経常費用から経常収益を減じた額

\* 競合区間に係るキロ程当該広域生活交通路線の総キロ程

- 2 平均乗車密度が5人未満の広域生活交通路線については、当該運行 系統の輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)を運行回数とみな した場合の当該運行回数分に相当する額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、北海道生活交通路線補助金交付要綱第21条第1号アまたはウに規定する要件に該当する系統(北海道生活交通路線補助金交付要綱第1条第14号ウに規定する運行系統を除く。)の補助対象経費の額は、北海道生活交通路線補助金交付要綱第21条第1号アに規定する系統にあっては、補助対象経常費用から経常収益を減じた額(以下この条において「赤字額」という。)から赤字額に100分の5を乗じた額を減じた額とし、北海道生活交通路線補助金交付要綱第21条第1号ウに規定する系統にあっては、赤字額から、赤字額と第1項および第2項の規定により算出される額との差額に100分の5を乗じた額を減じた額とする。ただし、次の各号に該当する系統の補助対象経費の額の算定にあたっては、当該各号に規定するとおりとする。
  - (1)他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の広域生活交通路線であって、当該競合運行系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えるものは、赤字額に次式を乗じたものを赤字額として算出する。 当該広域生活交通路線の総キロ程 - 競合区間に係るキロ程

当該広域生活交通路線の総キロ程

- (2) 平均乗車密度が次のアにより算出した数値に満たない広域生活交通路線については、次のイにより算出した数値を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。
  - ア 5 人×(令和3年度の輸送人員÷令和元年度の輸送人員)

- イ 当該運行系統の輸送量を5人×(令和3年度の輸送人員÷令和 元年度の輸送人員)で除した数値(端数切り捨て。ただし,算出 された値が1に満たない場合は,端数切り上げとする。)
- 4 前項第1号に該当する系統にあっては、次式により計算された額も 補助対象経費の額とする。

赤字額 × 競合区間に係るキロ程 当該広域生活交通路線の総キロ程

5 第2項の規定は、前項の計算に準用する。

(補助対象経費の限度額)

第 13 条 補助対象経費の額は、補助対象経常費用の 9 / 20 に相当する額を限度とする。ただし、複数年単位で当該広域生活交通路線を運行する乗合バス事業者を決定している場合における 2 年目以降の補助対象経費の額については、前年度の補助対象経費の額(前年度が複数年契約における初年度であって当該年度の始期から 9 月 30 日までの期間が 1 年に満たない場合にあっては、前年度の始期から 9 月 30 日までの期間が 1 年に満たない場合にあっては、前年度の始期から 9 月 30 日までの補助対象経費の額の 1 年間相当分の額)を限度とするものとする。

(補助金の交付の申請)

- 第 14 条 補助金の交付を受けようとする者は,広域生活交通路線維持費補助金交付申請書(別記第 2 号様式)に次に掲げる書類を添付して,補助金の交付を受けようとする会計年度内に市長に提出しなければならない。
  - (1) 補助事業の実績書(別記第4号様式)
  - (2) 補助対象期間に係る経常収支の概要およびキロ当たり補助対象経 常費用表
  - (3) 補助対象期間に係る営業報告書
  - (4) 補助対象系統に係る運行系統の概要および補助申請額計算書
  - (5) 北海道生活交通路線補助金交付要綱に基づく補助金の交付申請書の写し
  - (6) 北海道生活交通路線補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定お

よび額の確定通知書の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付額)

- 第15条 補助金の交付額は,予算の範囲内において,次のとおりとする。
  - (1)本市内で完結する系統(以下「市内完結系統」という。)にあっては、補助対象経費のうち第12条第1項第1号または同条第3項に基づき計算された額の1/2に相当する額に、同条第1項第2号または同条第4項に基づき計算された額の2/3に相当する額を加えた額とする。
  - (2) 本市のほか他の市町村にまたがる系統(以下「複数市町村系統」という。)にあっては、前号により計算される額に、市内路線割合を乗じて得た額とする。

(補助金の交付の決定等)

第 16 条 市長は第 14 条の規定により提出された申請書を審査のうえ、 これを正当と認めるときは、原則として当該申請書を受理した日から 30 日以内に補助金の交付の決定および額の確定を行い、広域生活交通 路線維持費補助金交付決定兼額の確定通知書(別記第 6 号様式)によ り当該申請者に通知するものとする。

第 4 章 函館市生活交通路線維持費補助金

(補助対象事業者)

- 第 17 条 補助対象事業者は,本市内において函館市生活交通路線を運行 する乗合バス事業者であって,次の要件の下で,当該補助対象系統を 運行する者とする。
  - (1) 渡島地域生活交通確保対策協議会において、住民にとって必要と 認められた運行サービスの提供ができること。
  - (2) 函館市生活交通路線の運行において十分な安全性等の確保ができること。

(補助対象系統)

- 第 18 条 補助対象系統は,補助対象期間に当該運行系統の運行によって 得た経常収益の額が同期間における当該運行系統の補助対象経常費用 に達しない函館市生活交通路線であり,次の要件を満たす系統とする。
  - (1) 当該系統にかかるすべての停留所が市内に設置されている市内完結系統
  - (2)他に地域間幹線系統,広域生活交通路線および地域内フィーダー 系統の補助の対象となっていない系統
  - (3) 補助を受けようとする年度の前年度の10月1日から補助を受けようとする年度の9月30日まで継続して運行し、この期間に運行の内容を変更していない系統。ただし、あらかじめ函館市生活交通協議会での協議により、運行の内容に関する軽微な変更を認められたものおよび各種計画等に基づく再編に関するものとして特に認められたものはこの限りではない。

(補助対象経費の額)

第 19 条 補助対象経費の額は,補助対象経常費用から経常収益を減じた 額とする。

(補助金の交付の申請)

- 第20条 補助金の交付を受けようとする者は,函館市生活交通路線維持 費補助金交付申請書(別記第3号様式)に次に掲げる書類を添付して, 補助金の交付を受けようとする会計年度内に市長に提出しなければな らない。
  - (1) 補助事業の実績書(別記第4号様式)
  - (2) 補助対象期間に係る経常収支の概要およびキロ当たり補助対象経 常費用表
  - (3) 補助対象期間に係る営業報告書
  - (4) 補助対象系統に係る運行系統の概要および補助申請額計算書
  - (5) 補助対象系統に係る運行系統別輸送実績および平均乗車密度算定表

- (6) その他市長が必要と認める書類(補助金の交付額)
- 第21条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、系統ごとの補助対 象経費の3分の1に相当する額(一円未満切り捨て)とする。

(補助金の交付の決定等)

第22条 市長は第20条の規定により提出された申請書を審査のうえ, これを正当と認めるときは,原則として当該申請書を受理した日から 30日以内に補助金の交付の決定および額の確定を行い,函館市生活交 通路線維持費補助金交付決定兼額の確定通知書(別記第7号様式)に より当該申請者に通知するものとする。

附則

- この要綱は、平成30年12月4日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成31年3月31日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和元年11月20日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年1月19日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年12月22日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記	第1号様	式								
		年	度力	也域間草	<b>幹線系統維</b>	持費補助金交付申	申請書			
							年	Ē	月	日
图	函館市長		様							
					中主土	住所				
					申請者	氏名または団体 および代表者氏				
						40000107	Н			
						を受けたいので, を添えて申請しま		ヾス 生	<b>三活路</b> 約	泉維持
					記					
1	補助事業	美の目的および材	既要							
2	補助事業	<b>巻の着手および</b> を	宅了の	日						
	着	手	年	月	日					
	完	了	年	月	日					
3	補助事業	美に要する経費		金		円				
4	補助金交	を付申請額		金		円				

	別記第	第2号様	式								
			年月	度 広	域生活	交通路線約	推持費補助金交	付申請	書		
									年	月	日
	函	館市長		桪	Ŕ						
							住所				
						申請者	氏名または団 および代表者				
								, ,			
			交通路線維持事 交付要綱第14							ス生活	路線維
						<b>≑</b> 1					
	-	<del>나</del> 마 + 시		II and		記					
	1	<b>州切争</b> を	業の目的および棚	艾安							
	2	補助事業	<b>業の着手および</b> 気	き了の	日						
		着	手	年	月	日					
		完	了	年	月	日					
	3	補助事業	業に要する経費		金		円				
	4	補助金の	交付申請額		金		円				

		年度	函負	館市生活	交通路線	維持費补	浦助金交付	†申請:	書		
									年	月	日
团	国館市長		様								
	-, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		,,,,								
					申請者	住所					
					1 111 11		たは団体				
						および	代表者氏	名			
		交通路線維持 交付要綱第2								バス生	活路線
					記						
1	補助事業の	目的および概	<b>任要</b>								
2	補助事業の	着手および完	三了の	日							
	着手	<u>.</u>	年	月	目						
	完 了		年	月	日						
3	補助事業に	要する経費		金			円				
4	補助金交付	申請額		金			円				

	補助事業の実績書
申請者の概要	設立年月日 構 成 員 営む主な事業
補 助 事 業 の 内 容	
補助事業の実施による効果	
備考	

- (注) 1. この様式は、補助金の交付を申請する場合に使用すること。
  - 2. 補助事業の内容は、詳細に記載すること。 (別紙も可)
  - 3. その他必要と認めた書類を添付すること。

年度 地域間幹線系統維持費補助金交付決定兼額の確定通知書

函

年 月 日

住所

補助事業者

氏名または団体名 および代表者氏名

函館市長

印

年 月 日付けで申請のあった地域間幹線系統維持費補助金については、内容精査の結果、次のとおり交付することに決定し、同額で補助金の額を確定したので、函館市バス生活路線維持費補助金交付要綱第9条の規定により通知する。

記

1 補助金の交付の対象となる事業、補助事業に要する経費および補助金の額は、次のとおりとする。

補	助対象事	業		補助事業に要する経費	補助金の額
地域間斡	線系統約	生持事業	É		
着手	年	月	日	円	円
完了	年	月	日		

- 2 次の条件を承知されたい。
  - (1) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることがある。
    - (ア) この補助金を他の用途に使用したとき。
    - (4) この補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
    - (ウ) 法令または函館市補助金等交付規則に基づく市長の措置に違反したとき。
    - (エ) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
  - (2) 補助事業者は、この補助事業について、帳簿その他の関係書類を備え、これを整理しておくとともに、この補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

年度 広域生活交通路線維持費補助金交付決定兼額の確定通知書

函

年 月 日

住所

補助事業者

氏名または団体名 および代表者氏名

函館市長

印

年 月 日付けで申請のあった広域生活交通路線維持費補助金については、 内容精査の結果、次のとおり交付することに決定し、同額で補助金の額を確定したので、函 館市バス生活路線維持費補助金交付要綱第16条の規定により通知する。

記

1 補助金の交付の対象となる事業、補助事業に要する経費および補助金の額は、次のとおりとする。

補	助対象事	業		補助事業に要する経費	補助金の額
広域生活	交通路線	維持事	業		
着手	年	月	日	円	円
完了	年	月	日		

- 2 次の条件を承知されたい。
  - (1) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることがある。
    - (ア) この補助金を他の用途に使用したとき。
    - (4) この補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
    - (ウ) 法令または函館市補助金等交付規則に基づく市長の措置に違反したとき。
    - (エ) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
  - (2) 補助事業者は、この補助事業について、帳簿その他の関係書類を備え、これを整理しておくとともに、この補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

年度 函館市生活交通路線維持費補助金交付決定兼額の確定通知書

函

年 月 日

住所

補助事業者

氏名または団体名 および代表者氏名

函館市長

印

年 月 日付けで申請のあった函館市生活交通路線維持費補助金については、内容精査の結果、次のとおり交付することに決定し、同額で補助金の額を確定したので、函館市バス生活路線維持費補助金交付要綱第22条の規定により通知する。

記

1 補助金の交付の対象となる事業、補助事業に要する経費および補助金の額は、次のとおりとする。

補助	力対象事	業		補助事業に要する経費	補助金の額	
函館市生活	交通路線	泉維持事	事業			
着手	年	月	日	円	F.	円
完了	年	月	日			

- 2 次の条件を承知されたい。
  - (1) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることがある。
    - (ア) この補助金を他の用途に使用したとき。
    - (4) この補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
    - (ウ) 法令または函館市補助金等交付規則に基づく市長の措置に違反したとき。
    - (エ) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
  - (2) 補助事業者は、この補助事業について、帳簿その他の関係書類を備え、これを整理しておくとともに、この補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。